

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年8月30日(2018.8.30)

【公開番号】特開2017-140362(P2017-140362A)

【公開日】平成29年8月17日(2017.8.17)

【年通号数】公開・登録公報2017-031

【出願番号】特願2016-231965(P2016-231965)

【国際特許分類】

A 6 3 B 41/00 (2006.01)

【F I】

A 6 3 B 41/00 Z A B B

【誤訳訂正書】

【提出日】平成30年7月19日(2018.7.19)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0027

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0027】

ボールはまた、格子構造として配置されるブラダを備えることができ、このブラダは、径方向に延びる要素（以下、放射状に延在する要素ともいう）を含む複数の格子セルを備える。このブラダを用意する態様はまた、特に寿命および再使用可能性に関して、ブラダの性質を向上させ得る。例えば、獨国特許出願公開第102015209811.7号明細書で開示されているような構造が使用されてもよい。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ボールであって、

a. 第1の材料クラスの材料から成る主重量成分を有するブラダと、

b. 少なくとも1つの中間層であって、ブラダの外側に配置され、また、第1の材料クラスの材料から成る主重量成分を有する、少なくとも1つの中間層と、

c. 少なくとも1つの外側層であって、少なくとも1つの中間層の外側に配置され、また、第1の材料クラスの材料から成る主重量成分を有する、少なくとも1つの外側層と、

を備え、

少なくとも1つの中間層が複数のパネルから成り、かつ緩衝層として配置される、ボール。

【請求項2】

第1の材料クラスが、熱可塑性ウレタン、TPU、ポリ塩化ビニル、PVC、ポリエチレン、PE、ポリアミド、PA、またはポリプロピレン、PPのうちの1つである、請求項1に記載のボール。

【請求項3】

第1の材料クラスの材料から成る主重量成分が、前記ブラダ、前記中間層、及び外側層の各々における第1の材料クラスの材料の主重量成分の50%超である、請求項1又は2

に記載のボール。

【請求項 4】

少なくとも 1 つの中間層が、不規則に配置された粒子を含む、請求項 1 から 3 のいずれか一項に記載のボール。

【請求項 5】

不規則に配置された粒子が、発泡材料を含む、請求項 4 に記載のボール。

【請求項 6】

発泡材料の粒子が、発泡熱可塑性ウレタンを含む、請求項 5 に記載のボール。

【請求項 7】

少なくとも 1 つの中間層が、TPU ヤーンで作製される、請求項 1 から 3 のいずれか一項に記載のボール。

【請求項 8】

少なくとも 1 つの保護層をさらに備え、少なくとも 1 つの保護層が、プラダと少なくとも 1 つの中間層との間に配置され、また、少なくとも 1 つの保護層が、第 1 の材料クラスの材料で作製される、請求項 1 から 7 のいずれか一項に記載のボール。

【請求項 9】

少なくとも 1 つの保護層が、複数の部品から成る、請求項 8 に記載のボール。

【請求項 10】

少なくとも 1 つの保護層が、不織布を含む、請求項 5 または 6 に記載のボール。

【請求項 11】

少なくとも 1 つの外側層が、フォイルとして配置される、請求項 1 から 10 のいずれか一項に記載のボール。

【請求項 12】

プラダが、TPU 繊維による繊維強化 TPU 母材を含む、請求項 1 から 11 のいずれか一項に記載のボール。

【請求項 13】

プラダが、格子構造として配置され、格子構造が、径方向に延びる要素を含む複数の格子セルを備える、請求項 1 から 12 のいずれか一項に記載のボール。

【請求項 14】

前記 プラダ、前記 中間層、及び 外側層のための第 1 の材料クラスが、PVC またはポリエチレンである、請求項 1 または 5 から 8 のいずれか一項に記載のボール。

【請求項 15】

第 1 の基材をさらに含み、第 1 の基材が、プラダ、少なくとも 1 つの中間層、および外側層のためにリサイクルされるように構成され、これにより、別のプラダ、少なくとも 1 つの中間層、および / または外側層を製造するための第 1 の基材として使用可能である、請求項 1 から 14 のいずれか一項に記載のボール。

【請求項 16】

第 1 の基材をさらに含み、第 1 の基材が、請求項 1 から 15 のいずれか一項に記載の別のボールからリサイクルされた部品を含む、請求項 1 から 15 のいずれか一項に記載のボール。